

<史料紹介> テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (16)

テオドシウス法典研究会, 代表 後藤篤子 / A, Study Group for CTh

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

66

(開始ページ / Start Page)

34

(終了ページ / End Page)

54

(発行年 / Year)

2006-09-30

〈史料紹介〉

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一六)

テオドシウス法典研究会

(代表 後藤 篤子)

- 一 三二三年(法文①～⑩) (以上『専修法学論集』第五九号
 「一九九三年九月」)
- 二 三二四年(法文⑪～⑳) (以上同六〇号「一九九四年三月」)
- 三 三二五年一月～一〇月(法文㉑～㉒) (以上同六一号
 「一九九四年七月」)
- 四 三二五年一月～三二六年(法文㉓～㉔) (以上同六三
 号「一九九五年三月」)
- 五 三二七年～三二九年三月(法文㉕～㉖) (以上『立教法
 学』第四三号「一九九六年二月」)
- 六 三二九年四月～七月(法文㉗～㉘) (以上同四五号「一
 九九六年九月」)
- 七 三二九年七月～一〇月(法文㉙～㉚) (以上同四七号
 「一九九七年七月」)
- 八 三二九年十一月～三三〇年二月(法文㉛～㉜) (以
 上同五〇号「一九九八年七月」)
- 九 三三〇年二月～三三二年一月(法文㉝～㉞) (以上
 同五三号「一九九九年七月」)
- 一〇 三三二年二月～八月(法文㉟～㊱) (以上同五六号
 「二〇〇〇年八月」)
- 一一 三三二年八月～三三三年四月(法文㊲～㊳) (以上
 同五八号「二〇〇一年七月」)
- 一二 三三三年五月～三三五年六月(法文㊴～㊵) (以上
 『法政史学』第五七号「二〇〇二年三月」)
- 一三 三三五年六月～三三六年三月(法文㊶～㊷) (以上
 同五九号「二〇〇三年三月」)

一四 三二六年三月～七月（法文^⑲～^⑳）（以上同六二号
「二〇〇四年九月」）

一五 三二六年八月～三二七年三月（法文^㉑～^㉒）（以上
同六四号「二〇〇五年九月」）

一六 三二七年四月～三二九年一月（法文^㉓～^㉔）（以
上本誌）

（承前）

㉕ 第一二卷第一章第一五法文

同（「ココンスタンティヌス」帝が「アーフリカ諸州
の」総監アンニウス・ティベリアヌスに「宣示す」）。

退役兵の息子らが都市参事会員の負担に結び付けられる
旨、寛裕なる我等が定めたことを、汝は諸州のすべての総
督^②たちに周知せしめよ。而して、ペルフェクティッシミ^③
級の位階にあるとうぬぼれていた者どももまた都市参事会
へと駆り立てられ、公共の必要な職務に服すべし。

ココンスタンティウスとマークシムスがココンスルの年
の四月二一日カルターゴ^④で掲示す。

(1) C. Annus Tiberianus. 法文^㉕註(1) 参照。なお、同
所で「アーフリカ州の総監」となっているのは、「アーフ
リカ諸州の総監」の誤り。

(2) perfectissimus. ペルフェクティッシミ級について
は、法文^④註(1) 参照。

(3) Gothofredus, ad h. l. は、たとえ実際にペルフェクティッ
シミ^①級の位階を獲得している者であっても、都市参事会
に召喚されることが定められたと考える。ただし、*sed*
*banduntur*を「(位階を獲得したと)都合よく思い込む」
と解釈するなら、この位階を僭称している者が都市参事会
に召喚されたと解釈することも可能である。

㉖ 第一一巻第七章第四法文

同（「ココンスタンティヌス」帝がアーフリカ住民に
「宣示す」）。

国庫への支払いを遅延させる者どもにとって、滞納して
いた税の猶子^①が何らかの形で利益となることがないように
と、汝らがその請願決議^②によって至当にも願い出てきたの
で、我等はとりわけ次のことが遵守されるよう定める。す
なわち、国庫に対する債務の支払いを強情にも遅延させる

者たちの財産は売却され、購入者には〈その財産の〉保有が永久に確保されるべきこと。後略。

コーンスタンティウスとマークシムスがコーンスルの年の五月一八日セルディカで付与す。

(1) *reliquorum laxitas*. Heumann/Seckel は本法文を引用して「*laxitas* を「免除 Erläss」の意味と取るが、*Gothofredus, ad h. l.* は「猶予 dilatio」と取る。「免除」の意味で取った場合、「利益となる proveniet」のは明らかであり、「何らかの形で qua」という語とあまり符合しない。したがって、この *laxitas* は「免除」より「猶予」と取る方が妥当であり、本文ではこの訳を採用した。

(2) *sublatamatio vestra*. F. Millar, *The Emperor in the Roman World*, (London 1992, 2nd. ed.), p. 393 は「本法文をアフリカ州の州会議宛勅答と考える。ここではこの考えを受け入れ、この箇所は州会議の決議を意味するものと解した。」

㉔ 第二卷第二十四章第二法文

同(=コーンスタンティウス) 帝が道長官コーンスタンティウスに(宣示す)。

存命者の財産を善良の風俗に反して利用したり分割する権限は、たしかに何びとも認められていない。^㉔しかし、子らが母親の指示でその財産を自分たちの間で分割したときは、その生存の最後の時まで(母親の)意思が同じままに保たれたことが証明される限りで、この種の分割があらゆる面で(有効に)存続すべきであると我等は決した。

コーンスタンティウスとマークシムスがコーンスルの年の六月一日に付与す。

(1) *Constantius*. 法文㉔註(一) 参照。

(2) ローマ法上、存命中の第三者の遺産に関してなされた契約(贈与、問答契約、無方式の合意など)は道徳的には認められずに無効とされ、「勅法彙纂」第二卷第三章第三〇節前文、第二法文、第三法文によれば、その反道徳性は、取得者が他人の遺産に対する望みとともに被相続人の間もない死を期待することにあるとされる。ただし、本勅法は存命中の母親の指示による子の間での分割合意という個別事例に関してその契約の有効性を認めており、のちには、被相続人が同意してその同意が被相続人の死まで取り消されない場合に、一般的にこの種の契約が有効とされるようになった。cf. Kaser, *Das römische Privatrecht II* (法文㉔註(2) 所引), pp. 475-476; p. 476, nn. 9-11; p. 483, n. 54.

なお、Gothofredus, ad h. l. は de bonis usurpandis vivorum
 et nec divindis contra bonos mores ... licentia とをカンマ
 で区切っており、このバンクチュエーションに従えば、
 「存命者の財産を不当に獲得したり、善良の風俗に反して
 分割する権限は、……」と訳すことができよう。

②7 第二卷第七章第二法文

同(II)コーンスタンティヌス)帝が首都長官ユーリ
 アーヌスに(宣示す)。

原状回復を求めるための期間が既定の通りに守られて、
 法によって認められている期間内におさまるような猶予が
 原告によって求められるならば、何びとによって求められ
 るにしても、事情が審理されて、猶予が与えられるべし。^{②8}
 他方、もし、法によって許容されている期間内におさまら
 ないような(猶予)期間が要求されるならば、すなわち、
 もし、(そのような猶予願いが)前述の期間の範囲内で求
 められても、その期限を引き延ばすことになるならば、原
 告に対する猶予は拒絶されるのが至当である。なぜなら
 ば、求められた猶予による休止期間が、残された時間内に

おさまる(ように、しかるべき)ときに訴訟を起すこと
 は、原告の裁量のうちにあるからである。

(1) しかし、もし、(原状回復を求められた)占有者ら
 のための弁護が、猶予による擁護を要求するならば、その
 理由が申し立てられたうえで、期間の妨げなく猶予が与え
 られることを我等は認める。なぜならば、いつなんどき訴
 追されるかについて、被告には選択権がまったくないから
 である。したがって、求められた時間の長さが勅法の規定
 を超えてしまおうとしても、(猶予が被告に)与えられるべ
 きである。もしも、占有者によって(猶予が)得られるな
 らば、(原状回復の)請求者が証拠収集においてその猶予
 を利用することは、むしろ禁じられない。

七月一九日に付与す。コーンスタンティウスとマークシ
 ムスがコーンスルの年にローマで掲示す。

(1) Iulianus、法文②註(1)を参照。

(2) 原状回復の制度を利用する際には、一定の正当原因
 (未成年者であること等)を有する者が一定期間内に請求
 することが条件とされていた。たとえば、二五歳未満の未
 成年者が原状回復を求める場合には、法文②にあるよう
 に、ローマ市内およびローマ市から一〇〇マイル内では三

○歳まで、イタリアでは二九歳まで、属州では二八歳までが原状回復の訴訟を提起できる期限と定められ、と同時に、原状回復の訴訟が提起された場合には、当該訴訟を進行し終了させるべき期間（ただし具体的な日数については言及がない）も定められていた。

本文は、原状回復の訴訟が規定の期間内に提起されて裁判が開始されたのちに、何らかの事情で猶予が求められたときの扱いを定めたもので、原状回復の請求者による猶予願いは、猶予による裁判の休止期間と裁判に要する日数の合計が訴訟を遂行し終了させるべき期間を超えて認められてはならないとし、他方、原状回復を請求された占有者による猶予願いは、訴訟を遂行し終了させるべき期間を超えても認められるとしている。

㉞ 第一一巻第三〇章第一四法文

同（II）コーンスタンティヌス）帝がローマ市の帝室財産管理官ウイクトルに〈宣示す〉。

幾人かの国庫の債務者が、債務額の弁済を命じられた時に、異議申立という救済策をさし挟むことにより執行の効力を回避し、それでいながら見解書の写しを求めることや

反論の願い書を提出することには意を用いていないので、以下のことが決せられた。すなわち、手続きを完了すべき〈期間として〉以前に定められた日数以内⁽³⁾に、これらのことを為すための上訴人の労が取られないときは、異議申立は上訴人によつて放棄されたと見做されて、直ちに債務が取り立てられる、ということである。

コーンスタンティウスとマークシムスがコーンスルの年の七月三一日に付与す。

(1) *rationalis urbis Romae*. 原則として各管区に一人置かれた帝室財産管理官については法文㉞註(1)を参照。R. Delmaire, *Largesses sacrées et res privata* (Rome, 1989), p. 185によれば、「ローマ市の帝室財産管理官」はローマ市だけではなく、サルディニア・コルシカ・シチリアを除くイタリア半島中南部も管轄した。

(2) Victor. 本文文以外では知られていない。cf. *PLRE*, i, p. 957 (VICTOR 2).

(3) 法文㉞・㉞は、上訴の手続きや期間について、裁判官の「見解書 *opinio*」もしくは皇帝への「報告書 *relatio*」や「伺書 *consultatio*」の写しが一〇日以内に訴訟当事者に交付されるべきこと、それに対し「反論の願い書 *reputatorie preces*」が五日以内に提出されるべきことを規定・確認し

ている。したがって、Gothofredus, ad h. 1. は、「以前に定められた日数以内」とは「一五日以内」と断定する。帝政後期における上訴の手続きについては、*法文* 49 註 (3) も参照。

なお、「ローマ市の帝室財産管理官」の法廷からの上訴を審理するのは、すでに「皇帝に代わって vice sacra」裁判をする権限を与えられている (*法文* 49 参照) 首都長官である (*法文* 44 註 (3) 参照) ので、本論文では皇帝への「報告書」・「伺書」には言及されていない。

⑤ 第一巻第四章第二法文

同 (「ココンスタンティヌス」帝が道長官マークシムスに〈宣示す〉)。

パウルの著作に含まれているすべてのことは、その権威が受け入れられて〈有効性が〉確認され、全幅の尊敬をもって称揚されるべし。それゆえ、全き明晰さ、完璧な文体そして最も正当な法の理を備えている『断案録』が法廷において〈根拠として〉持ち出されるときには、それが有効であることは疑われない。

ココンスタンティウスとマークシムスがココンスルの年

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一六) (後藤)

の九月二十七日トローウイリーで付与⁽²⁾。

(1) Maximus, 三二七―三二八年、三三二―三三三年、および三三七年に道長官職に就いた Valerius Maximus と考えられる。おそらくは、ココンスタンティヌス帝がイタリアから東部に戻ってきた三二六年遅くオリエンヌス道長官となり、同帝の下で三二七―三三八年その職務を果たした。その後、三三一年遅く副帝ココンスタンティウスとともにガリアに赴き、同副帝の道長官職を三三二―三三三年の間務める。三三七年には、ドナウ河前線に赴いた副帝タルマティウス Dalmatius のもとで道長官を務めた。法文 40、41、42、43、44 の名宛人と同一人物で、三二七年のコンスル (本論文の subscriptio に出てくる「マークシムス」でもあった)。PLRE, i, pp. 590f. [Valerius Maximus 49]. cf. Barnes, *New Empire*, p. 132.

(2) Sententiarum libros. 本書は、紀元後三世紀初めに活躍した法学者パウルス Paulus の著作とされ、sententiarum ad filium libri quinque と題され、Pauli Sententiae または Sententiae Pauli と通称される。本書は、帝政後期にはいってから、裁判基準として重要な役割を果たした。しかし、特に近時においては、本書は、パウルス自身によって書かれたものではなく、紀元後三〇〇年頃に、パウルの著作として伝承していた種々の著作物から無名氏によって抜粋、

編集されたものと考えられるに至っている。したがって、『断案録』に記されていることがパウロスの生きていた時代の法状況を反映しているかどうか、常に問題となり得る。cf. Berger, *Encyclopaedic Dictionary* (法文②註 (3) 所引), s. v. [Sententiae Pauli]; Kaser, *Das römische Privatrecht II* (法文⑤註 (2) 所引), p. 42.

(3) 写本通りのコーンスル年だとすると、Constantio et Maximo は三二七年を示すが、Mommisen, ad h. l. は、発布年と発布地が合わない疑問を呈し、Seeck, *Regesten*, p. 69 は、三二八年とする。その理由は、三二七年にコーンスタントイーヌスがガリアにいないとは断言できないにしても、信憑性のある伝承によれば、三二七年に彼は東部に滞在しており、三二八年にドナウ、ライン両河付近に、三二九年ポスポロスへの帰途シルミウムに、滞在しているからとする。その場合、本法文の subscriptio は、はじめ p. c. Constantii et Maximi であったと考えると、その他の勅法 (CTh. 1, 4, 2; 1, 16, 4; 7, 20, 5) との整合性も生まれるとする。

三二八年

②60 第一四卷第二四章第一法文

コーンスタンティーヌス帝が食糧管理長官ケレアーリス⁽¹⁾に〈宣示す〉。

誰も所有権を主張できないような顛落財⁽²⁾となった油販売所は、〈貴官の〉部署を通じてニ〇フォリスで売却されること。しかし、もし何ぴとかが、前述の〈ニ〇〉フォリスで購入された油販売所をより高い価格で転売するならば、その者は鉄の鎖で縛られて、イリーユリクムへと移送され、しかるべき罰に服すべし。⁽³⁾ 他方、もし〈ニ〇〉フォリスで購入して、その所有権下に油販売所をもつ者が人生を全うしたならば、その油販売所を、その者の他の財産とともに、相続法に則ってしかるべき承継人たちに移転することができる。

ヤーヌアーリーヌスとユーストゥスがコーンスルの年の三月一日にニークメデーアで付与し、四月六日にローマで受領す。

(1) Cerealis, Naeratus Cerealis は、三二八年に食糧管理長官、三五二―三五三年に首都長官、三五八年にコーンスルを務めた。PLRE, i, pp. 197-199 (Naeratus Cerealis 2).

(2) Caducae. 遺言は有効であるにもかかわらず、指定され

た相続人の死亡等によつて受け取ることのできなくなつた財産のこと。Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文②註 (2) 所引), s. v. [Cadauci]; Heumann/Seckel, p. 51.

(3) *Mense oleariae*. 国家がアフリカ諸州で調達した油を首都住民に対して無料で配給する制度は、セプティミウス・セウエールス帝によつて開始されたと伝えられている。国家による油の無料配給だけでなく、油の独占販売も行つていた油販売所は、ローマ市内に二三〇〇軒あつたと云ふ。cf. Jones, *LRE*, p. 701.

(4) *folis*. 法文②註 (2) および法文②註 (3) を参照。

(5) *Gothofredus, ad h. l.* は、この罰を鉱山送りの刑 *tannatio in metallum* と解する。イーリュリウムは金鉱が有名で、この辺り一帯の鉱山はイーリュリウム諸州の鉱山監督官 *comes metallorum per Illyricum* の管轄下にあつた。cf. Jones, *LRE*, p. 838.

② 第一一巻第一十六章第四法文

同(IIコーンスタンティヌス) 帝が道長官アエミリアーヌスに(宣示す)。

臨時の負担^{ムネウ}の賦課は都市参事会首席^シたちに委ねられるべきではなく、それゆえ州総督らは以下のように訓示されるべ

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一六) (後藤)

きこと。すなわち、彼ら自身がかかる賦課を實行し、白ら
の手で詳細に書き留め、かつ紫紅色のインク⁽³⁾で(負担者
の)名を書き添えるように、である。その際、以下の決ま
りが遵守されるべきこと。すなわち、提供されるべきものは先
ず富裕者たちによつて、つぎに中間層⁽⁴⁾、そして最下層の者
たちによつて担われるようにする、ということである。播
種や収穫にいそしんでいる農民が臨時の勞務に駆り出され
ることがあつてはならない。なぜなら、かかる必要⁽⁵⁾を満た
すには時宜を得ることが思慮深きことだからである。以上
のことがなごりにされたならば、貴官の代官らの名譽喪
失を招き、州総督の下僚らの頭格に関わることになるであ
らう。と⁽⁶⁾ころで州総督たちは、何が必要とされていてカ
ピタ⁽⁷⁾にとどのようになつて必要とされているか、たとえば、ど
れほどの公共便のための奉仕⁽⁸⁾が供されるべきか、どれほど
の労働が供されるべきか、あるいは、(他の)何がどの程
度供されるべきかを、白らの手で書き記すべきであり、自
分が確認したと書くこと⁽⁹⁾。その際も富裕層、中間層、最下
層の間で前述の負担の順序が守られるべきこと。
ヤーヌアーリーヌスとユーストウスがコーンスルの年の
五月九日ローマで朗読す。

- (1) Aemilianus. この人物については本法文から知られるのみ。本法文がローマ市で読み上げられていることから、おそらく副帝コンスタンティウスのもとでイータリア道長官を務めていたと推測される。cf. *PLRE*, i, p. 22 (Aemilianus 3).
- (2) *principales*. 都市参事会首席については、法文⑦註(3)を参照。なお、法文⑦では「参事会主席」と表記したが、以後は「都市参事会首席」と表記する。
- (3) *encantum*. 法文⑧註(3)を参照。
- (4) *mediocres*. Gothofredus, ad h. l. は、本巻本章第三法文(法文⑩)に付した註を参照せよとし、そこでは *mediocres* を *pauperes* (取るに足りない財産の者たち・貧者)・*inimi* (最下層の者たち)にきわめて近い意味としている。たしかに法文⑩では *mediocres* に対して *potiores* (富裕者)という語が出てくるのみなので、*mediocres* を「取るに足りない財産の者たち」と訳出したが、本法文では富裕層と最下層の間に位置づけられているので「中間層」と訳した。
- (5) Gothofredus, ad h. l. は播種と収穫を指すと考へる。
- (6) *ad rectorum autem officiorum capita venietur*. Mommsen, ad h. l. は '*officiorum* の前に *et* を補うべきと考へる。すなわち、「州総督および下僚らの頭格に関わる」ということであり、たしかに文脈から考へて、州総督に対する処罰が言及されていないのはおかしい。
- 「頭格に関わる」といふことは「頭格刑 *poena capitalis* (*capitis*)」によつて罰せられるの意味。「頭」を原義とする *caput* には、「人」さらに人間としての「生命、自由」、「市民としての権利能力」などの意味があり、ここから「頭格刑」や「頭格によつて罰せられる *capite puniri*」等の表現が生じて、「頭格刑」は死刑だけではなく、「頭格減少 *capitis deminutio*」すなわち自由の喪失や市民権の喪失も含んでゐた。cf. Heumann/Seckel, s. v. [Caput], Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文⑫註(3)所引), s. v. [Caput] [Poena capitalis (*capitis*)]. しかし、船田亨二「ローマ法」第一巻(岩波書店、一九六八年)、四一四頁によると、帝政後期になると頭格減少の刑は消滅して「頭格刑」は死刑と同義となつた。
- (7) *capita*. 法文⑥註(1)を参照。
- (8) *angariae*. 法文⑭ではこの語が公共使用牛車の使用許可の意味で使われていると解したが(法文⑭註(3)参照)、ここでは本来の意味で用いられ、公共便のための牛の提供などを指す。法文⑭も参照。
- (9) *ut recognovisse se scribant*. Gothofredus, ad h. l. によれば '*Recognovi* (私は確認した)」と添書 *subscriptio* するべき。

⑫ 第六卷第三五章第五法文

同(=コーンスタンティヌス)帝が全宮廷官吏に(宣示す)。

(我等への)忠誠なる奉仕という務めを果たした後に公の行政職に就いた者たちから、認められた特権を取り除けようとしている者らがいるが、その者らは、昇進の階梯を経て高みへと押し上げられた者たちが正当なる免除特権から決して遠ざけられてはならないということを、心得ていないのである。それゆえ、我等は次のように命じる。我等が宮廷官吏は、忠誠なる奉仕という責務を果たして、位階の極みに高められたのであるから、認められた特権から何も失ってはならない。むしろ、免除特権は有効なまま、位階の特権を加えられるべし。なお、この件について、我等は道長官たち及び首都長官に書面を送致した。

ヤヌアリーヌスとユーストゥスがコーンスルの年の七月五日「の……:日前に」オエスクスで付与す。

(1) *publicae administrationes*, 法文⁹⁹や¹⁰⁰に見られるように、*administratio* は帝国官庁に関わる職務を指す際に用いられ、本法文も同様の用例であると考えられる。

(2) 宮廷官吏の特権については、法文¹⁸、³⁵、⁹⁰、¹³を参

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (二六) (後藤)

照。

(3) *incrementa dignitatum*. *Gothofredus* は第一三巻第三章第一二法文の註釈において、本法文のほか、第一二巻第一章第五七法文、*Scriptores Historiae Augustae* (=SHA), *Probus*, IV, 5 に現れる *incrementa* を「特権 *privilegia*, *prae-rogativae*」を意味するものとして解釈している。

(4) 写本には *Yscio* または *Yscoi* とあるが、*Gothofredus*, ad *Pr* は、この時期のコーンスタンティヌス帝がターキア・リーペンシスで活動していることから、この地名が他史料で確認される *Oescus* であると解釈し、*Mommisen*, ad *h. l.* もこれに従う。

㉔ 第九卷第三四章第四法文

同(=コーンスタンティヌス)帝がディオニユーシウスに(宣示す)。

告發文書のうち告発人の名前を欠いている誹謗文書は、決して検討対象とされるべきではなく、完全に廃棄されるべし。なぜなら、告発をなすことに自信のある者は、虚偽で秘密の文書作成によるよりも、公明正大な告発によって他人の生命を法廷に呼び出すべきだからである。

ヤーヌアーリーヌスとユーストゥスがコーンスルの年の
一〇月二一日テュロスで掲示す。

ヤーヌアーリーヌスとユーストゥスがコーンスルの年の
一二月一日に付与す。⁽⁴⁾

- (1) Dionysius: シチリア生まれで、三二八―三二九年フェ
ニキア Phoenicia 総督、三二九／三三五年シリア総督を務
めた Flavius Dionysius と同定される。cf. *PLRE*, I, pp. 259f.
[FLAVIUS DIONYSIVS 11].
- (2) *famosa scriptio*: 本法とはほぼ同内容のことは、すでに法
文⁽⁴⁶⁾において表明されている。誹謗文書については、さら
に法文⁽⁴⁷⁾、⁽⁴⁸⁾も参照のこと。

④ 第九卷第一章第六法文

同(II コーンスタンティヌス) 帝が道長官セクンド
ウスに⁽¹⁾〈宣示す〉。

我等が命ずるに、まさにその安全が危機に直面させられ
ている者たちに対しては、民事と同様、刑事の一件書類が
交付されるべきであり、裁判官の潔白と衡平に関して揺ら
ぐことがないように、一件書類の〈交付を求める〉陳情が
〈裁判官によって〉待たれたり、その陳情が告発人の姦計
によって拒まれてはならない。

- (1) *Secundus*: 法文⁽⁴⁹⁾註(1) 参照。

(2) *ut de innocentia indicantis adque aequitate constat*.
Mommien, ad h. l. 1. 1. *indicantis* 以下 *indicantis aequitate*
constat と書を換えるべきであるとしている。その場合に
は、「衡平によって裁判官の潔白が明らかであるように」
の意味となる。

(3) *deprecatio*. *Gothofredus*, ad h. l. によれば、本法文は、
訴訟当事者が上訴に向けて原審の一件書類の交付を皇帝に
請願する必要はなく、原審の裁判官は訴訟当事者にそのよ
うな必要を課してはならないとするものであり、そのよう
な判断は「勅法彙纂」第一卷第二章第二法文や法文⁽⁵⁰⁾に
も示されているとされるが、ここでは必ずしも「皇帝に対
する請願」を想定すべき理由はないと思われるので、判決
を下した裁判官に対する陳情が問題になっているものと解
しておく。

(4) 写本の *subscriptio* に従えば本勅法の付与年は三二八年
となるが、*PLRE*, I, pp. 814-815 は、名宛人セクンドウスの
オリエーンヌス道長官在職期間を三六一―三六五、三六五
―三六七年として、本勅法は三六二年に付与されたものと
する。Seeck, *Regesten*, p. 94 は、セクンドウスの長官在職

期間を三六一年一月から三六六年初頭までとしたうえで、真に実効的な規定によつて裁判官の恣意に対抗しようとする本勅法の内容はユーリアヌス帝の精神に合致しており、それゆえ本勅法をユーリアヌスに帰する Mommsen の見解は正当と考えられるとし、この前提のもとで一月一日という日付が可能なのは、セクンドゥスが三六一年一月一日より後に長官に就任し、ユーリアヌスが三六三年の同日より前に亡くなっていることからして、三六二年のみであるとする。なお、本法文の発布年をユーリアヌス帝の三六二年か三六三年とする Mommsen の見解については、法文⑨註(7) 参照。

これに対し、Gothofredus, ad h. l. は、テオドシウス法典の別の写本にはユーリアヌス帝による同内容の法文が存在することを指摘しつつも、本勅法は subscriptio 通り三二八年に付与されたものと解している。

㉞ 第一卷第一十六章第四法文

同(II)コーンスタンティヌス(帝)がマークシムスに〈宣示す〉。

もし権勢ある者たちのうちで何びとかが極めて傲慢であることが判明し、諸州の総督プロエセスらが罰することができないな

らば、すなわち審理したり判決を下したりすることが可能ならば、州総督らはその者の名について我等が少なくとも貴官の知るところとなすべし。そのことにより、公の秩序ならびに被害者たるより弱き者たちのためになるようなやり方で、配慮がなされるようにするためである。後略。
ヤヌアリーヌスとユーストゥスがコーンスルの年の一月二十九日トレウイリー(2)で付与す。

(1) Maximus. 本法文は次の法文⑩と名宛人、発布年月日、発布地とがいずれも同じであり、両法文は発布時点では単一の法を成していたと思われる。その法文⑩は道長官宛となっており、*PLRE. i, pp. 590f.* (Valerius Maximus 49) によれば、彼は三二七年から三二八年にオリエンズ道長官を務めた。彼の経歴については法文⑩註(1)を参照。また、法文⑩、⑪、⑫、⑬の名宛人と同定されている。なお、その際の官職名の混乱については法文⑩註(1)および法文⑩註(1)を参照。

(2) コーンスタンティヌス帝がこの年トレウイリーにいたかどうか、Mommsen, ad h. l. は疑問を提起している。他方、Seck, *Regesten*, p. 178; Barnes, *New Empire*, p. 78 では、同年末にコーンスタンティヌス帝がトレウイリーにいたとして、本法文の subscriptio に問題はないものとし

ている。法文²⁶⁵註(3)も参照。

266 第七卷第二〇章第五法文

同(「コーンスタンティーンヌス」帝が道長官マークシムスに¹〈宣示す〉)。

下士官の地位にあつた退役兵やその戦功ゆえに様々な名譽を受けた退役兵が、(名譽に)相応しからざる不正ゆえに起訴されることのないよう配慮されるべし。しかしながら、何びとかがかかる罪で²捕らえられたならば、なされたことがその性質上⁴とも迅速に裁かれうるように、諸州の総督らは汝の法廷に報告し、上述の者たち(「捕らえられた者たち」)を汝の官庁に送致することが至当である。

ヤーヌアーリーヌスとユーストウスがコーンスルの年の一二月二九日トレーウイリーで⁵付与す。

(1) Maximus, 法文²⁶⁵註(1)を参照。

(2) protectoria dignitas, 下士官 protector については、法文

⑦註(2)、法文²⁶⁵註(3)、法文²⁶⁵註(8)を参照。

(3) hoc crimen, 「かかる罪」とは、皇帝からの特権を受けた退役兵には相応しくない行為と考えられる。Gotho-

fredus, ad h. i. によれば、本法典編纂時に省略された前の部分か、あるいはこの部分に何らかの説明があつたとされる。

(4) pro sui qualitate, (non)では se が直前の factum を示すものと解し、このように訳出した。なお、退役兵を示すも速に裁かれうるように、となる。

(5) Gothofredus, ad h. i. は、同年コーンスタンティーンヌス帝がガリアにはいなかったとして、マークシムスはガリアの道長官であり、同地で受領した可能性を示唆している。ただし、コーンスタンティーンヌス帝がこの年ガリアにいなかったと Gothofredus が断定する根拠は不明である。法文²⁶⁵註(2)も参照。

三二九年

267 第一卷第一六章第五法文

同(「コーンスタンティーンヌス」帝がオリエーンヌス道長官セクンドウスに¹〈宣示す〉)。

正規裁判官たる州総督らの、あるいは代官の職権が、監視役として悪行を匡すべきである。しかし、高位者たる貴

官の職権および代官の職権に属する下僚たちは、徴収（業務）からは遠ざけられ、あらゆる（課税台帳）記載の税が州の下僚団と州総督によって取り立てられることが望ましい。何となれば、徴収がほとんど果たされないときは、我等の裁判官席の前に引き出された者が、頭格と全財産（喪失）の危機に直面することになるからである。

正帝コーンスタンティヌスが八度目にしてコーンスタンティウスが四度目のコーンスルの年の四月一八日コーンスタンティノーポリスで付与す。

(1) Secundus. 法文④註(1)ならびに本法文の註(7)を参照。

(2) ordinarius iudex provincialium rector. 州総督が最下級番の正規裁判官であったことについては、法文⑤註(2)を参照。

(3) seu vicaria potestas. Mommsen, ad h. l. は, seu tua seu vicaria potestas すなわち「あるいは貴官の、あるいは代官の職権」と考える方がよいとしている。

代官 vicarius (道長官・首都長官の) については、法文③註(1)を参照。

(4) exactiones. 「徴税」の意味もあるが、「債務者に対して債務を弁済させるための法的措置を講じること、債務を合

法的に取り立てること」という一般的な語義 (cf. Berger, *Encyclopedic Dictionary* [法文②註(3) 所引], s. v. [Exaction])、および前の文に「悪行 prave gesta」という表現があることを勘案すると、滞納している税の取り立てとも解されるので、こゝでは「徴収」と訳しておく。

(5) ante tribunal nostrum exhibitus. Mommsen, ad h. l. は, ante の前に iudex を補った方がよいとする。そう補えば訳文は「州総督は我等の裁判官席の前に引き出されて」となる。「我等の裁判官席」とは実際には「皇帝に代わって vice sacra」裁判をすする権限を与えられている道長官の法廷と考えられるので、たしかに Mommsen のように補った方が、道長官が州総督の職務怠慢を裁くという関係が明確となり、前の文の理由づけとして理解しやすい。

(6) 「頭格 caput」については、法文⑥註(4)を参照。

(7) 本法文の subscriptio は混乱している。三二九年の正しいコーンスル年表記は「正帝コーンスタンティヌスが八度目にして(副帝)コーンスタンティヌスが四度目のコーンスルの年」であるが、本法文の写本では「コーンスタンティウスが四度目」となっている。副帝名コーンスタンティヌスとコーンスタンティウスは混同されやすく、本法文と同じコーンスル年表記を持つ法文も多い。しかし、本法文においては、発布地がコーンスタンティノーポリスであることも問題となる。そのため、本法文は名宛人である「オリエーンヌス道長官セクンドゥス」の在任期間

(三六一—三六六あるいは三六七年。法文²²註(一)参照)中に発布されたと考えられている。Mommien, ad h. 一は本法文と他の「道長官セクンドゥス」宛の二法文(法文²³および法文²⁴)を、ユリアーヌス帝が三六三年に発布した本法典第一巻第二三章第三法文との類似も勘案して、いずれもユリアーヌス帝により三六二年または三六三年に発布されたものと考ええる。これに対し、セクンドゥスのオリエーンス道長官在任期間を三六一—三六六年と考える Seek は、この間に四月一八日コーンスタンティノポリスでの発布が可能であったのは三六二年、三六四年、三六五年であるが、このうちウァレンティニアースとウァレンスの両帝がコーンスルであった三六五年の発布と考えれば、ipsis Aa. cons. と書かれていたであろう subscriptio から、混乱が生じたことが理解できるとする (Regsten, p. 37)。PLRE, i, p. 816 (Saturninus Secundus Salutius 3) も Seek に従い、本法文の発布年を三六五年としている。

②68 第九卷第二二章第四法文

同(「コーンスタンティヌス」帝がヘルピディウスに⁽¹⁾「宣示す」)。

以前決定されたところでは、いかなる所有者であれ、そ

の者があずかり知らないまま、その者の地所や家屋で貨幣が秘密裡に作られて打刻されているなら、⁽³⁾国庫はその恥ずべき行為の場をその者の所有権から取り上げるということになっていた。(しかし)今や(所有者の)区別だてがなされるべきであると判断する。すなわち、所有者が近くに居を構えているならば、その者の不注意や怠慢が罰せられるべきなので、以前の決定が妥当するが、他方もし所有者がその家屋や所領から極めて遠く離れていたならば、その者はいかなる損失も受けるべきではない。

(1) ところで寡婦と後見下の未成熟者は特別な寛恕に値すると我等は判断した。すなわち、寡婦は近くに居を構えていても、彼女たちの側に(恥ずべき行為を)関知しているというかくも重い罪が一切ないなら、その家屋や所領を奪われることはない。これに対し後見下の未成熟者は、たとえ知っていたとしても、何ら損失を受けることはない。なぜなら、もし実際未成熟者であるならば、その者たちの年齢では何を見ているかがわかっていないからである。しかし、その者たちの後見人たちがもしも近くにいるならば、彼らが未成熟者の財産において何が行われているか知らないことはあつてはならない以上、次のような罰が待ち受けるだろう。すなわち、もし十分な資産を持ち合わせて

いたなら、後見人の財産から、(本来)未成熟者から没収されるべき分の額が国庫に支払われるべし。これらが上記が以上のように修正されれば、以前に公布された法⁽²⁾はすべて
の条項で保持されるであろう。

正帝コンスタンティヌスが八度目にしてコンスタンティウスが四度目のコンンスルの年の五月四日に付与⁽⁴⁾。

- (1) Helpidius. この人物については法文⁽⁶⁾註(1)参照。
- (2) Gothofredus, ad h. l. は、法文⁽⁷⁾に対する修正条項が本
法文であると考えている。
- (3) 当時の貨幣の作り方については、法文⁽⁸⁾註(2)参
照。
- (4) この subscriptio については法文⁽⁹⁾註(7)参照。

Seeck, *Regesten*, p. 65 は、Helpidius が名宛人として確認される法文が三二一年から三二四年に集中していることから、subscriptio に誤記があると考え、次のような推論を行う。すなわち、誤記を招いたコンスタンティヌスとコンスタンティウスがコンンスルを務めた年として三二〇年と三二六年の二つの可能性を挙げる。しかし、Helpidius の前任者が三二〇年二月四日に付与された法文⁽¹⁰⁾の名宛人として確認されるので、三二〇年の可能性は除外さ

れる。他方、後任者が三二六年三月五日に付与されたと考えられる法文⁽³⁾の名宛人として確認されることから、Helpidius 宛の本法文は三二六年三月五日以前に発布されて、三二六年五月四日に「揭示」されたものと結論するのである。これに対し、A. Chastagnol, *Préfecture urbaine à Rome sous le Bas-Empire* (Paris, 1960), p. 32, n. 3 は Seeck 説を斥けて三二四年説を唱え、*PLRE*, i, p. 413 (HELPIDI-VS 1) もこれに従っている。

② 第一一巻第三〇章第一五法文

同(IIコンスタンティヌス)帝がアフリカ州会議⁽¹⁾に「宣示す」。

自らの係争事項が判決によって損なわれたところの訴訟当事者が、訴訟の主要部分⁽²⁾〈が終了した段階〉から異議申立をすると、自身に対して不正が行なわれた、と裁判官らは不当にも考えるが、このことは法廷において新しいことでも珍しいことでもない。それゆえ、訴訟の主要部分が裁決されたあとには、訴訟当事者が法の救済策によって係争を維持することが許されるべきであり、裁判官らは以下のことを遵守すべきである。すなわち、上訴者を投獄したり

兵士たちに監視させたりすることのないように、ということである。

コーンスタンティーンヌス帝が八度目にして副帝コーンスタンティーンヌスが四度目のコーンスルの年の七月二十九日カルターゴで揭示す。

(1) *concilium provinciae Africae*: 州会議については、法文⑦⑦註(2)を参照。

(2) *causa principalis*: 法文②④では占有と区別するため「本権訴訟」と訳出したが、本法文は上訴の手続きを定めたものであり、性質が異なる。*Gothofredus, ad h. l.*では、これに続く文にある「訴訟の主要部分 *negotium principale*」と同じ意味に解しており、このように訳出した。なお、異議申立の手続きについては法文②⑥、②④、③③、③⑧、④③、④④、④⑨などを参照。

⑦⑩ 第五卷第一〇章第一法文

コーンスタンティーンヌス帝が彼のイータリア住民に（宣示す）。

先帝たちの法に従って、もし何びとかが、血から（生じ

たばかり）の子を、いかなる方法によってであれ適法に購入し、養育されるべき子であると考えたならば、その者の奴隷として（子を）保持する権利を有する。したがって、幾年かが経過したのちに、何びとかが、その子を自由へと連れ戻そうとするか、または、（その子を自分の）奴隷だと主張するならば、同種の別のもの（＝奴隷）を提供するか、または、見合うだけの代金を支払うべきである。なぜなら、文書を作成したうえで代金を支払って権利を得た者は、自らの債務のために（その子を）売却する自由な権能をも有するほどに、確実に所有するのが当然だからである。⁽²⁾ この法に背こうと試みた者たちに対しては、罰が科されるべし。

正帝コーンスタンティーンヌスが八度目にして副帝コーンスタンティーンヌスが四度目のコーンスルの年の八月一八日セルデイカで付与す。⁽³⁾

(1) *a sanguine infans*: *Gothofredus 5. 8. 1*では、テキストに *infans* の語はなく、*a sanguine* となっているが、*Gothofredus* はこの *a sanguine* を「産血が付着した子 *infans sanguinolentus*」と解しており、また、*Kaser, Das römische Privatrecht II* (法文⑩註(2)所引), p. 126 も同様に当該箇

所を「新生児」と解している。

(2) Gothofredus, ad 5.8.1 44 y. J. Evans Grubbs, *Law and Family in Late Antiquity* (法文②註(7)所引), p. 118, n. 65 は、本法文における子の売却を親によるものとみる。

困窮のあまりに親が子を殺害したり売却してしまう事例があつたと絶たず(法文③および法文⑬)、コーンスタンティーンヌス帝は三三三年に、生殺与奪の権を認められている家父であつても、卑属の自由を奪うことは許されるべきではないと定めた(法文⑭)。親による子殺し・子捨てを抑制しようとしたこれら一連の立法の流れのなかに、本法文も位置づけられるだろう。本法文では、親が文書を作成したうえで子を売却した場合には、かかる売買であつても法に則つて成立したものとみなし、購入者の所有権のほうを保護する旨を明確に定めることによつて、親による子の売却を抑制しようとしたものと解釈できる。

(3) Seeck, *Regesten*, pp. 65, 168 は、コーンスタンティーンヌス帝が、三三九年の八月三日(法文⑭)と一〇月二五日(法文⑮)にヘーラクレーアに滞在していたことから、その間の短い間でセルデイカにいたとは考えられないとして、本法文の付与年を三三九年ではなく三三九年または三三二〇年とする。Barnes, *New Empire*, p. 74 → Seeck に従い、三三九年としている。

⑳ 第二二卷第一章第一六法文

同(IIコーンスタンティーンヌス)帝が(宣示す)。

もし都市政務官職に指名された者たちが逃亡したときは、彼らは探索されるべきである。もし彼らが頑なな意志によつて潜伏しえたときは、彼らの財産は、さしあたり彼らに代わつて二人官職の負担^{ムネウ}へと召集されていた者たちに委ねられるべきであり、⁽¹⁾そしてもし彼らがのちに発見されたときは、丸二年間二人官職の重責を引き受けるように強制されるべきである。実際、公的な負担^{ムネウ}に服することを避けようと企てた者たちはすべて、同様の状態に置かれるべきである。

正帝コーンスタンティーンヌスが八度目にしてコーンスタンティウスが四度目のコーンスルの年の九月二十九日セルデイカで付与す。⁽²⁾

(1) Gothofredus, ad h. l. は、逃亡者の代わりに二人官職に就いた者たちへの財産付与は、彼らが二人官として故郷の便益ないし娯楽のために行う出費を補填するためのものであるとして、永続的ではなく暫時的なものであるとする。

(2) Seeck, *Regesten*, p. 65 は、続く法文⑯が三三九年一〇

月二五日にヘーラクレーアで付与され、同じヘーラクレーアという場所が、コーンスル年が誤った数字を示してはいるものの名宛人からして確かに同年八月三日に付与された(法文^④)にも現れること(法文^④註(4)参照)からすると、その間に本法がヘーラクレーアから離れたセルデイカで付与されたというのは非常に疑わしいこと、さらに、写本の *subscriptio* に従えば三二九年八月一八日に同じセルデイカで付与されたはずの法文^⑦が、遅くとも三二九年六月二日に付与された勅答の中にすでに引用されていることから、セルデイカという付与地を勘案すると、本法文はコーンスタンティヌス帝が五度目もしくは六度目のコーンスルの職にあつた三二九年か三二〇年に位置づけられるとする。Barnes, *New Empire*, p. 74 も、疑問符を付しつつ三二九年と解している。

⑦ 第二二巻第一章第一七法文

同(「コーンスタンティヌス」帝がルクレーティウス「パテルヌス」に(宣示す)。

少なからざる者たちに市民の負担^{ムネウ}からの免除を与えていた勅答は廃止されて、すべての者たちが市民の義務に結び付けられるべきである。それゆえ、市民や都市参事会の同

意によつてある者に与えられた免除^⑧も有効ではなく、すべての者が負担^{ムネウ}(を担うべき)集団へと徴集されるべきである。

正帝コーンスタンティヌスが八度目にしてコーンスタンティウスが四度目のコーンスルの年の一〇月二五日ヘーラクレーアで付与^⑨す。

(1) *Lucretius Paternus*, *PLRE*, i, p. 672 (*Lucretius Paternus* についてはこの人物はおそらくは属州の統治者で、管区代官であつた可能性もあるとされる。Gothofredus, ad h. l.; Seeck, *Zeitschrift*, p. 233 は「エジプト州総督 *praefectus Aegypti* であつたと解する。

(2) *Gothofredus*, ad h. l. は「勅法彙纂」第一〇巻第四七(四六)章第二法文、『学説彙纂』第五〇巻第九章第四法文を挙げて、ここでの免除を、市民や都市参事会の同意を得て皇帝の勅答によつて与えられたものではなく、市民や都市参事会の決議 *decreta* によるものと解している。

(3) *Seeck, Register*, p. 180 は *subscriptio* 通りに本法が三二九年に付与されたとするが、*Seeck, Zeitschrift*, p. 233 は「付与地や、本法とこれに先行する法(法文^⑩、^⑪、^⑫)との関係から、三二五年にヘーラクレーアで付与されたものであるとし、本来の *subscriptio* は「一〇月二五日ヘーラクレーアで付与し、正帝コーンスタンティヌスと副帝が

コーンスルの年（＝三二六年）……受領す (dat. VIII kal. Nov. Heracleae, acc. … Constantino A. et C. cons.)」であつたと推測している。

⑦⑧ 第二二巻第一章第一八法文

同（＝コーンスタンティヌス）帝がクラリッシミ一級の道長官らに（宣示す）。

前略。都市参事会員は元老院を目指してはならない。ただし、（すでに）その位階を得ている者たちはそのまま（そこに）留まるべし。

(1) 無論、我等は、兵士の息子たちが以前の命令に従い、父の軍務を受け継ぐか、もし軍務につくことを拒否してしかも満三五歳に達しているならば、都市参事会に委ねられるべきことを欲する。

正帝コーンスタンティヌスが八度目にしてコーンスタンティウスが四度目のコーンスルの年の一月二五日に付与す。

(1) *Vr. Clarissimus*. 法文④④註(2) 参照。

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一六) (後藤)

(2) *Gothofredus, ad h. l.* は、本法に先立つコーンスタンティヌス帝による命令として、法文④④、④⑤、④⑥を挙げている。退役兵の息子に課される兵役ないし都市参事会の負担に関しては、法文④④註(2) 参照。

(3) *Gothofredus, ad h. l.* は、コーンスタンティヌス帝自身、都市参事会員や退役兵の息子が都市参事会の負担に服すべき年齢を一八歳（法文④④）、二五歳（法文④⑤）、のちには一六歳（本法典第七巻第二章第四法文「三三二年」。本法典第二二巻第一章第九法文「三三一年」では一八歳）と様々に定めていたとした上で、本法文における「三五歳」という年齢は「二五歳」に修正されるべきであつて、そう解することが確かに法文④④と調和するとしており、*Seck, Zeitfolge, p. 237* も「二五歳」に書き換えられるべきであるとする。なお、法文④④註(4) も参照。

(4) *Mommsen* は、本法文や法文④④を含む九法文について、本来は同一の法であつて三五三年に発布されたものと解している（法文④④註(1)・註(7) 参照。これに対し、*Seck, Register, pp. 424b* は、それら九法文が本来は同一の法であつたとする *Mommsen* の見解は受け容れながらも、以下のような推論に基づいて、その発布年を三三六年と解する。すなわち、本法文中の「以前の命令」とはコーンスタンティヌス帝自身が定めた法文④④ (*Seck* は付与年を三三八年とする。法文④④註(9) 参照) を指しており、従つて、本法文は三三八年より後の三三六年（法文④④）か

三二九年（本法文）に付与されたことになるが、三二七年に揭示された法文^④における「寛裕なる我等が定めたこと」とは本法文を含む九法文を指しているので、それらは三二六年に発布されたことになる、と解するのである。

（未完）

（附記） 今回の担当者は、浦野聡、大清水裕、後藤篤子、

芹澤悟、田中創、林信夫、樋脇博敏である。